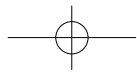
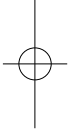
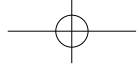


第1	公有財産の管理	（163）
第2	建設工事統計調査等	（166）
第3	技術管理	（167）
第4	災害対策の取組	（169）
第5	広報・広聴活動	（170）

総 務



第1 公有財産の管理

総務部用度課

1 公有財産の管理

公有財産は公用または公共用に供する行政財産とそれ以外の普通財産とに分類される。

建設局所管の行政財産としては道路・公園等の事業用地及び庁舎等の建物、工作物等がある。また、普通財産としては建設局所管事業に係る関係人に対する生活再建対策等としての代替地及び行政財産を用途廃止したことによって生じた土地、建物等がある。

これらの建設局所管公有財産については東京都公有財産規則（以下「規則」という。）及び建設局所管公有財産管理要綱（以下「要綱」という。）等により、適正かつ効率的な管理に努めている。

2 公有財産現在額

建設局所管公有財産は規則及び要綱に基づき個々に公有財産台帳を備え付け、変動のあるたびに補正をして、現状の把握を行っている。

そして、これらの台帳に基づいて9月末及び3月末の異動状況等を会計管理局長に報告している。

平成29年3月末の現在数量は、土地約2,420ha、建物約298,977㎡等である。（第7・1表）

これらの公有財産は、公有財産台帳の電子化に伴い、平成18年4月より財産情報システムにより管理している。

なお、道路の用に供し、または供するものと決定した土地、施設または工作物及び道路の付属物については、規則第22条の規定により、上記現在額に含まれていない。

第7・1表 公有財産現在額

種 類	分 類	平成29.3.31現在		平成28.3.31現在		増△減	
		数量(㎡)	価格(千円)	数量(㎡)	価格(千円)	数量(㎡)	価格(千円)
土 地	行政財産	24,164,615.29	2,040,280,591	24,109,909.43	2,009,529,406	54,705.86	30,751,185
	普通財産	40,326.39	9,830,907	39,925.47	9,344,908	400.92	485,999
	計	24,204,941.68	2,050,111,498	24,149,834.90	2,018,874,314	55,106.78	31,237,184
建 物	行政財産	298,133.31	67,877,050	296,669.45	66,956,699	1,463.86	920,351
	普通財産	843.31	81,007	843.31	89,028	0	△8,021
	計	298,976.62	67,958,057	297,512.76	67,045,727	1,463.86	912,330
工 作 物	行政財産		62,513,207		61,277,844		1,235,363
	普通財産		15,753		16,142		△389
	計		62,528,960		61,293,986		1,234,974
立 木	行政財産						
	普通財産						
	計						
船 舶	行政財産	3隻	5,096	3隻	5,096		0
	普通財産	3隻	190,844	3隻	212,705		△21,861
	計	6隻	195,940	6隻	217,801		△21,861
浮 さん 橋	行政財産		49,984		62,420		△12,436
地 上 権 等	行政財産		33,491		540,591		△507,100
特 許 権 等	普通財産		417,796		417,364		432
株 券 等	普通財産						
出資による権利	普通財産		1,732,000		1,732,000		0
合 計	行政財産	24,462,748.60	2,170,759,419	24,406,578.88	2,138,372,056	56,169.72	32,387,363
	普通財産	41,169.70	12,268,307	40,768.78	11,812,147	400.92	456,160
	計	24,503,918.30	2,183,027,726	24,447,347.66	2,150,184,203	56,570.64	32,843,523

3 公有財産の使用許可・貸付

建設局所管公有財産のうち、行政財産については、規則第29条及び第29条の2の規定により、その用途、目的を妨げない限度において、これを使用許可している。

また、普通財産については、地方自治法第238条の5第1項の規定によりこれを貸し付けている。

平成28年度に使用許可または貸し付けたものの主な使用目的は、土地については、上下水道管の地下埋設及び駐車場等の公共用施設ならびに電気・ガス等の公益事業施設等148件、また、建物については、職員の福利厚生のための飲料水自動販売機等27件である。

4 公拡法等に基づく土地の買取り

「公有地の拡大の推進に関する法律」いわゆる公拡法及び「生産緑地法」に基づき、都市整備局及び財務局から照会のある土地の買取り希望を調整している。

平成28年度は4件の買取り希望があり、そのうち1件は不成立、3件は現在交渉中である。

(第7・2表)

第7・2表 公拡法等に基づく土地の買取り
(平成28年度)

法律	主管局	種別	買取り希望 (件)			計	
			無	有			
				成立	交渉中		不成立
公拡法	都市整備局	届出	353			353	
		申出	50	3	1	54	
	財務局	届出	0			0	
		申出	0			0	
生産緑地	財務局	申出	0			0	
計			403	0	3	1	407

5 庁舎の整備及び管理

建設局所管の庁舎は、15事務所及び各事務所所属の所・工区あわせて59か所あり、都内全域に配備されている。これら庁舎は、都民サービスを確保するために重要な施設であり、これらの整備及び維持管理に万全を期している。

平成26年度に策定された「第二次主要施設10か年維持更新計画」に基づき、老朽化した庁舎の建替及び改修を実施している。

6 財産の有効活用と適正管理

公有財産管理は、公有財産台帳の整備保管及び土地境界標、防護柵設置等の財産保全を中心に行われてきたが、行政需要の多様化に伴い、土地及び建物の多角的利用や事業予定地等の開放を図るなど、公有財産の効率的運用に努めている。

(1) 事業残地等の処分

局所管公有財産のうち、各事業の実施に伴い発生する事業残地等については、局内各事業間での有効活用を図り、その利用のない場合には処理対象財産として財務局に引継ぎを行っている。平成28年度は、部・事務所において8箇所1714.33㎡の財産を引継いだ。

(2) 土地・建物の多角的利用

建設局における事務所庁舎等の新設及び改築に際し、局内部はもとより、他局所管の財産を相互に調整した（例えば、都営住宅との共同使用や局内外の複数の事務所による合同庁舎）敷地及び建物は9か所である。(第7・3表、P.165)

(3) 財産の利活用・適正化

建設局では、事業着手までに保有している用地を活用し、道路交通の円滑化、地域景観の向上、地域サービスの向上を図るため、平成7年度に未利用地の活用方針、平成13年度にその運用方針を定めた。

所管する事業予定地、残地等の利活用を推進するため、平成16年度から建設局「はぎれ地」活用推進会議を設置し、未利用財産の実態調査、利活用方針を策定のうへ、平成20年度までに計11回の会議を開催した。また、主に戦中戦後の混乱期に占拠された財産等について、「建設局財産等適正化推進委員会」を設置し処理方針等の検証を行い、関係人との協議及び是正指導など、適正化の推進を図ってきた。

平成21年からは、これら両会議を統合し、「建設局財産利活用等推進会議」を開催し、未利用地財産等の利活用に向けた取り組みを行い、平成23年から、所管する財産の適正化に向けた処理並びに利活用の推進を目的として「建設局管理不適正財産等調整会議」を開催している。

平成28年度に、待機児童問題解消のために設置された「都有地活用推進本部」（事務局は財務局）において、保育所敷地として利活用可能な都有地を全庁的に洗い出す調査を定期的に

行っている。建設局では、10箇所の土地を利活用可能として情報提供している。

第7・3表 土地・建物の多角的利用状況

(平成29年4月1日現在)

名称	所在地	敷地の所管及び面積 (㎡)	施設内容		建築年月日
			事務室の所管及び面積 (㎡)	他の施設の面積 (㎡)	
第一建設事務所 第一庁舎	中央区明石町2-4	建設局 1,920.13	建設局 2,961.64	都営住宅82戸 4,108.50	S47.10.1
第二建設事務所 品川区総合庁舎	品川区広町 2-1-36	品川区・ 財務局 8,769.78	財務局 2,841.77	品川区役所その他 25,725.66	S43.5.9
第三建設事務所 中野区総合庁舎	中野区中野 4-8-1	中野区 8,744.08 建設局 841.41	建設局 2,553.95	中野区役所 25,819.72	S44.3.6
第四建設事務所 第一庁舎	豊島区南大塚 2-36-2	都市整備局 6,908.40	建設局 2,685.07	豊島区・都営住宅その他 31,762.31	S50.3.3
第五建設事務所 江東治水事務所 合同庁舎	江東区亀戸 2-10-7 (仮庁舎)	(注)葛飾区東新小岩1-14-11において、引き続き都営住宅との合築による改築が予定されている。			
第六建設事務所 第一庁舎	足立区千住東 2-10-10	都市整備局 3,924.33	建設局 3,950.30	都営住宅38戸 2,649.11	S51.3.5
南多摩西部建設事務所 八王子合同庁舎	八王子市明神町 3-19-2	主税局 5,289.26	主税局 5,066.18	主税局その他 4,084.34	S44.3.31
北多摩北部建設事務所 第一庁舎	立川市柴崎町 2-15-19	都市整備局 8,428.93	建設局 4,889.50	都営住宅77戸 6,366.26	H7.5.15
南多摩東部建設事務所 町田合同庁舎	町田市市中町 1-31-12	建設局 2,324.90	建設局 4,223.41	主税局 490.96	S60.2.25
計	9か所	建設局 5,086.44 他局・区 42,064.78	建設局 21,263.87 他局 7,907.95		

7 建設局所管公有地等の境界確認・確定事務

建設局は所管する道路・河川に関する公有地及び国土交通省（旧建設省）所管国有地に隣接する土地所有者からの申出に基づき、土地境界確認・確定事務を行っている。

土地境界確認・確定事務は、資料収集（各財産管理者・公物管理者及び各関係局・区市町村に資料依頼・立会い依頼の日時設定等）に一定の期間を要し、更に土地の細分化や開発行為による地形地物の変化等による現地と資料との不一致、財産管理者・公物管理者及び申出者（実務取扱者）との調整等で申出から境界確認・確定まで概ね2か

月程度の期間を要している。

なお、平成20年度より、境界確認・確定の申出、土地境界図等の閲覧・証明事務は、各建設事務所管理課で行っている。

8 国有財産管理事務

平成19年4月より、これまで財務局財産運用部管理課で所管していた国土交通省所管の国有財産管理事務のうち、建設局所管事業に係わる事務が移管された。

9 公物の設置管理瑕疵及び 工事に起因する事故処理

道路・公園・河川等の公物の設置・管理及び工事施行にあたっては、各部（所）において安全確保に鋭意努力を重ねているところである。

しかしながら、万一、公物の設置・管理瑕疵による事故、あるいは事業執行の過程における紛争等により損害賠償の問題が生じた場合は、速やかに的確な情報を収集し、円滑な解決を図る。

また、建設局施行の工事に起因する家屋等の損傷事故については、昭和57年4月に「建設局施行の工事に伴う家屋等損傷事故損害賠償額算定基準・同実施細目」を制定し、損害賠償事務の適正な運用を図っている。

なお、平成元年8月1日より、上記工事に起因する事故で、1件当りの賠償額が100万円未満のものについては、総務局より決定権限の委譲が行われ、平成12年4月1日には、総務部より各所に決定権限の委譲が行われた。

工事に起因する事故で、28年度中に局が賠償額を決定した件数は137件、額は18,198,791円である。（第7・4表）

第7・4表 工事に起因する事故で局が賠償額を決定した件数・額

（平成28年度）

区 分	件 数 (件)	金 額 (円)
道路整備	34	6,103,080
公園整備	3	269,784
河川整備	100	11,825,927
合 計	137	18,198,791

第2 建設工事統計調査等

総務部用度課

建設工事統計調査は、統計法第2条4項3号に基づき、基幹統計に指定されている。

1 調査目的

建設業の実態・建設活動の内容、建設工事の受注動向等を明らかにし、各種経済・社会施策、建設行政等に資することを目的としている。

2 調査対象

東京都に主たる事業所を置く建設業者を調査対象とし、国土交通省が調査種類毎に資本金階層別及び業種別等を基に抽出する。（標本調査）

3 調査種類

- (1) 建設工事受注動態統計調査 月次調査
- (2) 建設工事施工統計調査 年次調査

4 都と区及び市の事務分担

建設工事統計調査は、統計法施行令第4条により都が行う第一号法定受託事務に位置づけられている。

都は、区又は市が処理する事務について定めた「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」等に基づき、調査対象事業者が所在する区又は市に調査の実施を依頼している。

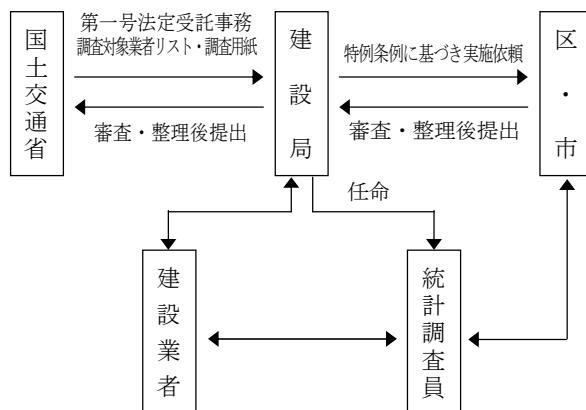
都は国土交通省との連絡調整・報告・調査票提出、区及び市との連絡調整・調査依頼・調査票の配布・収集・審査整理等を行う。

区及び市は統計調査員の指導監督及び報酬等の支払い、建設業者への調査依頼・調査票の収集・記入・確認・都への提出等を行う。（第7・1図）

5 その他調査（国土交通省関係）

- (1) 建設事業費等実績調査 年次調査
- (2) 公共事業工事費投入調査 5年毎調査

第7・1図 建設工事統計調査事務の流れ



第3 技術管理

総務部技術管理課

厳しい財政状況を背景に、受注をめぐる価格競争が激化し、低価格入札や不良工事の発生による公共工事の品質低下に関する懸念などから、「品確法」（公共工事の品質確保の促進に関する法律）が平成17年4月に施行され、公共工事の品質確保について、価格及び技術力など総合的に評価した契約を活用することとなった。

また、公共事業には、最近の著しい技術革新や関係法令の改正に適切に対応し、安全施工や環境保全のためのリサイクル推進等の社会的な要請に応え、良好な社会資本を形成していく責務がある。

これらを果たすためには、新たな取組の推進、最新情報の収集と周知、関係機関との技術情報の交換、技術支援の充実等が必要不可欠である。平成26年6月には「品確法」が改正され、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進が法の目的に追加されたこともあり、技術管理の果たす役割はますます重要なものとなっている。

1 工事の設計・施工等に関する基準類の整備

技術管理に係る連絡調整及び東京都工事施行規程に基づき、設計・積算・施工管理に関する基準類の整備を行っている。

特に、積算基準は、技術の進歩や施工形態の変化等に適切に対応するため、国と協力して施工合理化調査を毎年行い、これに基づく歩掛りの改定を毎年行っている。また、他の基準類についても局内に技術管理委員会を設置し、高度防災都市づくりなどの社会状況の動きや行政需要の質的变化等に適切に対応するため適宜見直し、更新を行っている。

2 工事安全対策の推進

建設工事の大型化や複雑化に加え、公共工事への社会的関心の高まりなどから、工事現場の安全性確保が従来にも増して求められている。

このため、事故の未然防止及び類似事故の再発防止対策を強化するために、「建設局工事安全対策委員会」を設置し、安全についての意識の向上、重点目標の設定及び工事安全パトロールの実施など、局事業の工事安全対策を推進している。

3 建設副産物対策の推進

都市基盤施設の整備や更新等に伴い大量の建設副産物（建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コントリート塊、建設発生木材、建設泥土等）が発生している。その多くは資材として再利用が可能なものである。資源の有効な活用を図り、生活環境の保全に資するため、「発生量の抑制」、「再利用の促進」、「適正処分の徹底」を3本柱として、建設副産物対策を推進している。

4 優良工事等の公表

建設局では、昭和60年から、受注者の施工意欲向上や工事のレベルアップを図り、局事業の円滑な推進に資するため、優良な工事について、その受注業者、工事を担当した現場代理人、監理技術者等を公表し局長から表彰を行っている。

平成21年度からは、元請企業に対する表彰に加え「優良下請業者表彰」と「委託（設計・調査等）の表彰」を創設した。平成22年度からは、業務委託についても表彰の対象に加え、公表および表彰を行っている。

また、平成元年度からは、局内各事務所においても、優良な工事等を公表し、所長から感謝状を贈呈している。

5 労務、資材単価の改定等

労務単価については、毎年国と協力して公共事業労務費調査を実施するとともに、この結果をもとに適切な労務費の設定や速やかな改定を行っている。

コンクリートや鉄筋などの資材単価については、市場における実勢価格の変動を調査し、各局と調整のうえ、年四回の定期改定に加え、資材価格の変動が大きい場合には臨時的改正を行っている。

6 コスト管理の取組

東京都は、平成9年度の「建設コスト縮減に関する行動指針」策定以来、平成18年度までに3次にわたる取組の中で、さまざまなコスト縮減施策を実施してきた。

平成19年度からは、今後の公共施設等のコスト管理に関する取組方針を定め、量的縮減のみではない中長期的な視点に立った総合的なコスト管理の確立を目標として、取組んでいる。

建設局では、この取組方針をふまえて実施方針を策定し、これまで培ってきたコスト管理の

ノウハウを継続的に実施するとともに、ライフサイクルコストの最小化など中長期の視点に立った公共施設等のコスト管理に取り組んでいる。

7 東京都CAL S／EC事業

東京都は、企業や都民の負担軽減と調達業務の効率化・迅速化、入札プロセスの透明性・公正性の確保、競争性の向上を図る目的で、平成15年3月に「東京都CAL S／ECアクションプログラム」を策定している。

前回の「同 2009」に基づき、電子納品運用ガイドラインを改定し、平成25年度から電子納品保管管理システムの運用を開始するなど、着実な推進を図ってきた。

平成26年3月には、これまでの取組を踏まえた「同 2014」を策定し、今後の方向性を定めている。現在、重点項目としてフェーズ間連携の強化、継続推進項目として電子納品、情報共有及び教育普及に取り組んでいる。

8 「東京都魅力ある建設事業推進協議会」(CCI東京)

平成元年度、「建設業の構造改善推進プログラム」を受け、建設事業のイメージアップや建設技能者の地位向上を目指して、旧関東地建を中心に協議会(CCI)が設立され、東京都もこれに参加し様々な活動を展開してきた。

平成4年度からは、より地域に密着した普遍的な活動にしていくなため、都において、学識経験者、国、東京都、業界等からなる「東京都魅力ある建設事業推進協議会」(CCI東京)が設立された。

協議会では、建設事業のイメージアップに関わる事業を行っており、優れた技能をもつ熟練者を表彰する技能者の顕彰に加えて、建設業で働く若手や女性の紹介や建設現場の見学会を支援する見学情報館など、ホームページ等を活用した、より幅広い対象への情報発信にも取り組んでいる。

9 情報セキュリティ対策

平成27年10月、東京都では東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、セキュリティ脅威の増大と責務の増大を考慮した全庁的なセキュリティ管理体制(サイバーセキュリティ委員会)の構築と全庁横断的な「サイバーセキュリティポリシー」の策定を行った。建設局では、

平成28年度にポリシーの改正を踏まえ、情報セキュリティ安全管理措置を定めて、業務に欠かすことのできないIT機器の活用ルールを徹底し、個人情報漏えいなどの事故を防止するため、セキュリティ対策に取り組んでいる。

平成29年度も引き続き、研修計画に基づく情報セキュリティ研修を実施し、職員の情報セキュリティに対するリテラシーの向上を図っていく。

また、セキュリティ監査計画に基づく内部監査(職場及び各情報処理システム)と外部監査、リスク評価等を実施し、情報セキュリティ事故の撲滅に向けた情報資産の適正な管理と情報セキュリティ対策の強化・徹底を進めていく。

さらに、危機管理の充実を図るために、東京都CSIRTとも連携して、事故や災害などの非常時の事業継続・復旧等を視野に入れた訓練実施計画を作成し、計画に基づく非常時訓練を実施して、危機管理の充実を図っていく。

10 業務委託の活用

局事業の執行にあたり、より一層、業務の効率化を図るとともに、工事の品質、安全を確保するため、業務委託の活用について検討を行っている。その一つとして、工事監督補助業務委託を、平成17年度より建設コンサルタンツへの試行を開始し、平成20年度から本格実施している。

また、公益法人(道路整備保全公社、公園協会)に対しても、平成19年度より試行を行い、平成21年度から本格実施している。

なお、工事監督補助業務を実施するにあたり、適切な技術力を有している補助技術者等を認定する制度を創設し、平成21年度から認定技術者等の配置を義務づけている。

第4 災害対策の取組

総務部総務課

建設局は、道路、公園、河川などの整備と維持管理を担っており、災害時にこれら施設への被害を最小限にとどめて、都民の安全・安心を確保することが重要な課題となっている。

平成28、29年度の主な災害対策の取組は以下のとおりである。

1 訓練の実施

(1) 東京都総合防災訓練への参加

東京都総合防災訓練は、震災時における防災活動を円滑に行うため、訓練を通して災害対応の習熟を図るとともに、都民・区市町村及び関係機関との協力体制の確立を目的に実施するものである。

平成28年度は、葛飾区・墨田区と合同で訓練が実施された。建設局は、都立水元公園で道路障害物除去訓練、水圧扉や土のう製作・設置体験訓練、パネルや排水ポンプ車等の展示を実施した。また、津波警報発表を想定し、江東治水事務所が操作する全水門・閘門を閉鎖する訓練を実施した。

平成29年度は、9月3日（日）に調布市と合同で実施する。

(2) 東京消防庁総合震災訓練への参加

東京消防庁総合震災訓練は、首都直下地震発生を想定した実戦的な部隊運用及び消防活動能力の向上を図ることを目的に、国土交通省や他県からの緊急消防援助隊、協定締結団体等が参加し実施されるものである。平成28年度は下水道局新河岸水再生センター（板橋区）で実施された。

建設局は、消防庁及び自衛隊と連携して、道路障害物除去訓練や、無限水利（河川水）を活用した排水ポンプ車による遠距離送水訓練等を実施した。

平成29年度は11月に実施する予定である。

(3) 建設局初動対応訓練の実施

災害発生直後における職員の参集・情報連絡などの災害対応能力向上を図るため、毎年、局独自の初動対応訓練を実施している。

訓練内容としては、災害発生直後を想定し、職員の徒歩参集、局及び事務所災害対策本部開設、業務用MCA無線やWeb会議システム等を使用した情報連絡、現場への点検出動等を実施するものである。

平成29年度は、2月頃実施する予定である。

2 新型インフルエンザ対策の取組

平成21年4月、新型インフルエンザ発生に伴い、建設局では局長を本部長とする局対策本部を設置し、新型インフルエンザ対策に必要な取組を適宜実施した。また、新型インフルエンザ発生時において、道路施設の維持管理などを優先的に取り組むべき業務として位置付け、平成23年2月に、人員計画も含む建設局のBCP（事業継続計画）を策定している。

平成25年11月に東京都新型インフルエンザ等対策行動計画が策定され、平成27年度に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の方針が示されたことから、平成29年度は建設局のBCPの見直しに着手する予定である。

3 東日本大震災後の取組

建設局では、平成23年3月11日の東日本大震災発災後、被災地に職員を派遣して、いち早く各県の要望を把握するとともに現地事務所の開設準備を行い、一方で、震災犠牲者の火葬協力等を実施した。

また、これまで培ってきたノウハウと人材を活用して被災地の災害復旧業務を長期的に支援するため、平成23年度から28年度までに宮城県・岩手県・福島県に延91名の技術職員及び事務職員を派遣した。

平成29年度においても、引き続き、宮城県に4名、岩手県に4名、福島県に2名の技術職員及び事務職員を派遣しており、被災地における災害復旧業務を長期的に支援していく。

建設局は、上記のとおり被災地の復旧・復興を支援する一方、大震災の教訓を活かし、安全・安心な高度防災都市東京の実現を目指していく。

第5 広報・広聴活動

総務部総務課

1 概要

都民本位の都政、都民に密着した都政を目指し、都民の理解と協力を得ながら、局事業を円滑に推進するために広報・広聴活動は不可欠である。

(1) 局事業の広報

建設局は災害に強く快適で住みよい都市を目指し、都市基盤の整備に努めている。事業の内容、効果等を効率的にPRすることにより、事業に対する都民の理解を高め事業の円滑な推進を図っている。

また、建設局が管理する公園、河川、道路橋梁などの施設は、観光資源としても魅力のある施設であり、都民が親しみを持てるよう、広報活動を積極的に行っている。

(2) 建設局都民の声窓口

「身近でわかりやすい都政」を実現するため、職員一人ひとりが苦情、要望等を聴き、都政に反映する窓口となることを目指し、「建設局都民の声窓口」を平成9年9月1日に開設した。

2 報道機関に対する情報提供によるPR

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して「プレス発表」あるいは「お知らせ」の形で、局関係事務事業についての情報提供を行い、広く都民に対するPRに努めている。なお、生活文化局が所管する都の自主媒体（テレビ・ラジオの提供番組、広報東京都など）も積極的に利用しPRに努めている。

平成28年度中に行った報道機関に対する発表件数は458件であった。内訳は第7・5表のとおりである。

第7・5表 プレス発表件数

(単位：件)

区分 年度	道 路		公園・庭園・ 霊園・動物園等	河 川		その他	計
	一 般	通行止め		一 般	水防本部		
平成28年度	36	40	300	42	28	12	458

3 広報誌等によるPR

(1) 「建設局概要（未来を創ろう～みち・水・緑）」

建設局事業に対し、より一層の理解と積極的な協力を得るため、昭和62年度から局事業概要のダ

イジェスト版を発行している。

写真、イラスト、図表等を多く取り入れ、広範な局の事業をわかりやすくコンパクトに編集した内容となっており、区市町村、図書館等にも配布している。

(2) 「東京のまちづくり（建設局ニュース）」

広範な局の事業を都民にわかりやすく紹介し、事業への理解と協力を得るため、タイムリーな情報、主要な事業の特集、イベント情報等を幅広い層に理解してもらえるように、昭和61年度から都民向けに広報紙を発行している。

都民にとってより身近な広報紙として、年6回（隔月）発行しており、都立公園、区市町村、図書館等で配布しており、広く都民にアピールしている。

(3) 「建設局ホームページ」

ホームページによる情報提供により、都民等が「いつでも」「どこでも」情報に接することができ、このような即時性・利便性のある広報活動を通して、行政サービスの向上を目指している。

提供内容は、局の組織や事業の紹介、報道発表、公園・動物園などのイベント情報、申請様式のダウンロードサービス、都道の通行止め情報、水防情報、web版「東京のまちづくり」等となっている。

また、平成17年度には全事務所のホームページを開設し、個別の工事の概要やイベントの案内など、より地域に密着した情報の提供を行っている。

建設局ホームページアドレス

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/>

(4) 「東京都建設局SNS」

情報発信をより一層強化するため、平成24年12月から、Twitterの公式アカウント (@tocho_kensetsu)、平成25年11月から、Facebookの公式アカウントを取得し、報道発表を中心に、都民生活に密接に関連する情報や、集客を目的とするイベント等の情報など、様々な都政情報をタイムリーに発信している。

(5) パンフレット、チラシ等

土木工事など事業の実施に際しては、騒音や振動の発生、あるいは交通規制など地元住民の生活に支障を及ぼすおそれがあるため、事業目的、工事内容、区域、期間などを掲載したパンフレット等を作成・配布し、地元住民の理解と協力を得ながら事業を進めるよう努めている。

(6) 職員報「けんせつ局報」の発行

事務事業の複雑化や都民ニーズの多様化の中で事業を効率的かつ迅速に行うには、局内職員間相互の意思疎通が不可欠である。

職員間のコミュニケーションを密にし、局が一丸となって事業の推進にあたるため、昭和39年度から職員報として「けんせつ局報」を発行している。

平成15年度から、TAIMS個人端末が各職員に配置されたことに合わせ、局報を紙媒体から電子媒体に移行し、カラー写真やイラストを多用することで、よりわかりやすいものとしている。

原則、毎月1回発行することとし、イベント情報や緊急な課題については、臨時号を随時発行している。

4 苦情、要望等への対応

平成28年度中に寄せられた苦情、要望等は、1,855件で、内訳は第7・6表のとおりである。

内容は、局事業全般にわたっているが、道路事業と公園事業に関するものが多く、特に工事の実施に伴う騒音・振動や街路樹の管理、公園施設の損傷（ベンチ・トイレの損傷等）など、都民生活に直接結びつくものが頻繁に寄せられている。

第7・6表 都民の声の処理件数

(単位：件)

年度\区分	道路	公園	河川	その他	計
27年度	495	411	118	115	1,139
28年度	973	473	192	217	1,855

このほか各部、各事業所にも文書や電話等による多くの苦情、要望等が寄せられている。このうち、回答可能なものについては速やかに本人あてに回答を行うなど、事業について理解と協力を求めている。

なお、局においては、「建設局都民の声推進会議」を開催し、各部・事務所への苦情縮減の取組要請を行う等、組織的な対応を図るよう指導している。(資料第1-(11)、P.195)